



高根沢町監査委員告示第3号

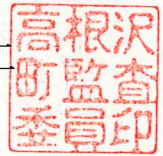
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年2月21日

高根沢町監査委員 寺田 光 夫



高根沢町監査委員 鈴木 利 二



対象団体等	実施年月日	監査の結果
株式会社 高根沢町元気あっぷ公社	平成29年1月20日	当団体は、設立（町の出資）の目的及び指定管理者制度に沿って適切に経営されており、高根沢町元気あっぷむらの管理に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。
高根沢町文化協会	平成29年1月26日	当団体は、設立の目的に沿って適切に運営されており、町補助金等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。
社会福祉法人絆の会	平成29年1月27日	当団体は、指定管理者制度に沿って運営されており、たから保育園の管理に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。